

## 李朝初期における国家祭祀：『国朝五礼儀』吉礼の 特性

桑野， 栄治

<https://doi.org/10.15017/1955675>

---

出版情報：史淵. 130, pp.121-149, 1993-03-25. 九州大学文学部  
バージョン：  
権利関係：

# 李朝初期における国家祭祀

## 『国朝五礼儀』吉礼の特性

桑野栄治

### 目次

- 一、はじめに
- 二、『世宗実録』五礼と『国朝五礼儀』の比較
- 三、『国朝五礼儀』吉礼の特性
  - 1、老人星祭
  - 2、禱祭と醮祭
  - 3、霽祭
  - 4、厲祭
- 四、むすび

### 一、はじめに

李朝初期には『元六典』、『統六典』（いずれも散佚）といくたびか法典が改定、編纂されて『経国大典』が成立し

た（成宗十六年（一四八五）刊）如く、祀典もやはりしばしば改定された。『世宗実録』五礼が修正・補完された末に『国朝五礼儀』が編纂され（成宗五年（一四七四）刊）、ここに李朝初期における礼制改革は一段落したとみてよい。

近年、韓国の学会では国家儀礼を取り扱った論考がいくつか発表され、李朝時代の祭祀制度研究にもようやく関心が向けられつつある。たとえば、池斗煥氏は朱子性理学の受容過程を説明するために、宗廟祭・文廟祭などの祭祀儀礼の変遷過程を究明している。<sup>1)</sup>これに対して、李範稷氏は高麗時代の五礼研究を基礎に李朝初期の『国朝五礼儀』成立以前の五礼研究を進めており、最近これらの論考を集大成して『韓国中世礼思想研究』と題した一冊の研究書を刊行された。<sup>2)</sup>朝鮮の礼制研究に従事する学徒が決して多くはないなかで、こうした大系的な研究書が発行されたことはそれ自体が学会への問題提起ともなり、またあらためて礼制研究の困難さを痛感する。

思想史あるいは制度史的側面からの朝鮮礼制研究の立ち後れは、李朝初期の思想史・制度史が必ずしも十分に解明されていないことを示すものともいえよう。そして、われわれが取り組まねばならない重要な課題のひとつとして、『国朝五礼儀』を利用した礼制の研究があげられる。しかし、周知の如く、礼制とは非常に形式的であり、またその内容は冗慢でさえある。のみならず、祭礼制度は古制研究の深化・発展とともに頻繁に改定されることから、すべての祭礼制度の変遷過程を追究することは困難な作業であり、そうした作業は筆者の能力をはるかに超えるものである。

そこで、本稿ではその基礎的作業の一環として『世宗実録』五礼と『国朝五礼儀』にみえる国家祭祀の差異、すなわち吉礼の祭祀のうちでも小祀にみえる変動について取り扱うことにする。それにより『国朝五礼儀』成立期における国家祭祀の特性をいささかなりとも明らかにしたい。

## 二、『世宗実録』五礼と『国朝五礼儀』の比較

『国朝五礼儀』が李朝初期の国家祭祀儀礼の全容を伝える礼書であることはいうまでもない。それ以前の礼書としてはもちろん『世宗実録』に附録された「五礼」があるものの、この礼書は「未成之書」であり、とりわけ吉礼の部分は太宗朝（一四〇〇〜一八年）に撰進されたものであるゆえ、これのみを利用して李朝初期の国家祭祀の特性を考察することはできない。この『世宗実録』五礼を修正・補完したのが『国朝五礼儀』であり、唐の『通典』や明の『洪武礼制』、あるいは前期高麗の『古今詳定礼』などが参考された。<sup>4</sup> よってこの礼書こそが李朝初期の礼制の水準を知らしめるものである。その構成は『世宗実録』五礼を踏襲したものはあるが、儀礼詳定所や集賢殿による礼制研究の成果を反映して両書には異同が生じており、とりわけ小祀にはそれが顕著にみられる。

そこで、李朝初期のこの両書に規定された大祀・中祀・小祀の項目名を比較したのが【表Ⅰ】である。参考までに前期高麗の礼書である『高麗史』礼志、そして李朝初期の総合法典である『経国大典』礼典にみえる規定をも附した。ただ、後者では「凡儀註、用五礼儀」（卷三、礼典、儀註条）として礼書の役割は『国朝五礼儀』に委ねられており、したがって遺漏もある。たとえば、『経国大典』は禁祭・酺祭・七祀を脱落している。

さて、両書の項目名を比較した場合、まず大祀にみえる異同は永寧殿である。これは宗廟から祧遷した先王の神位を奉安する別廟であり、世宗三年（一四二二）に太宗の意により「永寧殿」と命名され、宗廟の西側に設置された。<sup>5</sup> この祭祀儀註に関しては、世宗七年に春享を永寧殿に撰行した際の儀註を基礎に、『国朝五礼儀』では「春秋享永寧殿儀」として定着する。<sup>6</sup>

次に中祀をみると、その最後に「歴代始祖」とある。これは『世宗実録』五礼の「朝鮮檀君」「後朝鮮始祖箕子」「高麗始祖」の三始祖神が統合されたものである。ここには三国始祖である東明王・温祚王・赫居世も包含され、またその祭祀儀礼の形態においても、『世宗実録』五礼では「享朝鮮檀君儀（享箕子儀同）」（一）内は割註、以下同じ）「享高麗始祖儀」の如く別箇に規定されていたものが、『国朝五礼儀』では、「享歴代始祖儀」として統合・整備され

【表 I】 李朝初期の大祀・中祀・小祀

	『高麗史』礼志 <sub>1)</sub>	『世宗実録』五礼 <sub>2)</sub>	『国朝五礼序例』 <sub>3)</sub>	『経国大典』礼典 <sub>4)</sub>
大祀	園丘 方沢 社稷 太廟 別廟 景靈殿 諸陵	社稷 宗廟	社稷 宗廟 永寧殿	社稷 宗廟 永寧殿
中祀	籍田（先農） 先蚕 文宣王	風雲雷雨 嶽海瀆 先農 先蚕 雩祀 文宣王 朝鮮檀君 後朝鮮始祖箕子 高麗始祖	風雲雷雨 嶽海瀆 先農 先蚕 雩祀 文宣王 歷代始祖	風雲雷雨 嶽海瀆 先農 先蚕 雩祀 文宣王 歷代始祖
小祀	風師雷師雨師 靈星 馬祖 司寒 先牧馬社馬歩 禱祭 諸州県文宣王廟 大夫士庶人祭礼 —— 雜祀	靈星 —— 馬祖 名山大川 司寒 先牧馬社馬歩 —— 禱祭 —— 七祀 —— ——	靈星 老人星 馬祖 名山大川 司寒 先牧馬社馬歩 禱祭 禱祭 醮祭 七祀 籙祭 厲祭	靈星 老人星 馬祖 名山大川 司寒 先牧馬社馬歩 禱祭 —— —— —— 籙祭 厲祭

- 1) 『高麗史』 卷59~63、礼志 1~5、吉礼
- 2) 『世宗実録』 卷128、五礼、吉礼序例、辨祀条
- 3) 『国朝五礼序例』 卷1、吉礼、辨祀条
- 4) 『経国大典』 卷3、礼典、祭礼条

た。<sup>7)</sup> それゆえ、この「歴代始祖」はたんに項目上の変化のみを示すものではなく、世宗朝を前後して朝鮮歴代の始祖に対する認識が深化したことを意味する。

そして最後の小祀では、老人星・禱祭・醮祭・麤祭・厲祭の五種類の祭祀があらたに編入された。それぞれ、星宿・蚩尤・軍旗・災害神・無祀鬼神を祭祀の対象とするが、これら五種類の祭祀は『世宗実録』五礼には登載されていない。<sup>8)</sup> のみならず、『高麗史』礼志の大・中・小祀のいずれにも該当する規定が存在しないのである。したがって、これらの祭祀が李朝初期における国家祭祀の特性を示すものであり、『国朝五礼儀』成立期である成宗朝の時代相を反映したものともみなすことができる。そこで、この五種類の祭祀については節をあらためて検討することにした。

### 三、「国朝五礼儀」吉礼の特性

#### 1. 老人星祭

老人星は小祀の靈星（東方蒼龍の左の角にあたる天田星）につぐ星宿であり、寿星・南極老人星とも称される。春分の夕方と秋分の明方にみえるこの老人星は、権力者の長寿と天下泰平をもたらすとされ、戦乱や凶作の際には出現しないという。<sup>9)</sup> 李朝では太宗十一年（一四一一）に太宗が『文献通考』所載の老人星祭制度に基づき、礼曹に祭壇の築造と犠牲の使用を下命した。『太宗実録』には次の如き記録がある。

A 礼曹上書曰、臣等謹稽古典、周制、秋分日享寿星于南郊、太宗伯祀日月星辰、実牲体於積薪之上燔燎而升煙、所以報陽也、又漢以牛祀靈星、然則祀星辰用牛、古之制也、本朝於老人星祭用牛、取法古制也、尚循前朝之弊法、陳牛而不燔、甚非用牲之意也、宜放周制燔牲升烟、又按天文志、老人一星、常以秋分之朝見于丙、春分之夕没于丁、見治平主寿昌、故秋分候之南郊、本朝於春秋分祭之、盖取秋見春没之義而祭之也、宜放周制止於秋分祭于南

郊、其壇之制、取宋政和五礼新儀、高三尺、東西長一丈三尺、南北長一丈二尺、四出陛、一壇二十五步、何如、從之、(同書、卷二、十一年正月壬申〔十一日〕条) (傍線は筆者、以下同じ)

ここには李朝政府が中国の古制にならない、老人星祭を国家祭祀として制度化せんとする姿勢が窺える。礼曹の上書内容によれば、周制では秋分の日に寿星を南郊で祀り、犠牲の牛を薪の上で燔燎・昇煙させたのに対して、李朝では春分と秋分の二度にわたって祭祀を挙行し、また犠牲として牛を使用してはいるものの高麗の弊制をいまだ踏襲しており、燔燎することはないという。そこで礼曹は周制を模範として、犠牲の牛を燔燎・昇煙させること、秋分のみ南郊において老人星祭を執り行なうべきことを要請したのである。また、その壇制は北宋の『政和五礼新儀』の規定(史料A中の傍線部分)がそのまま導入された。実際に、北宋代に老人星(寿星)を小祀として祀ったことが『政和五礼新儀』に記録されており、その祭壇の規格に関する規定もあること<sup>1)</sup>から、李朝の老人星祭の制度化に際しては主として宋制に依拠したことは明白である。ただし、この壇制をめぐっては後述の如く太宗朝末に再度拳論されることになる。

さて、太宗朝には礼制を本格的に整備・運営するために儀礼詳定所が設置され、この時期に国家祭祀制度の基礎が築かれることについては論を俟たない<sup>2)</sup>。また、『世宗実録』五礼の吉礼に収録された祭祀儀礼に関する諸規定も太宗朝末までに撰定されたものである。このことは、太宗朝の大祀・中祀・小祀の変遷を追跡することによって明らかとなる(表Ⅱ)参照。すなわち、『世宗実録』五礼所載の大・中・小の国家祭祀は太宗十四年八月にはほぼ制度化を完了していたとみてまずまちがいない。そして、老人星祭祀に関する諸規定もやはりこの太宗朝に制度整備が推し進められるのである。そこで、次の『太宗実録』の記事に注目したい。

B 改正祀典、礼曹啓曰、(中略) 礼曹又啓、(中略) 一、諸祀壇壇内、唯社稷壇・風雲雷雨壇、如式造築、其余靈星・司寒・馬祖・先牧・馬社・馬歩・仲農・後農壇壇、並未造築、先農・先蚕・老人星・北郊厲祭壇壇、雖已

【表Ⅱ】 太宗朝の大祀・中祀・小祀の変遷

	【古今詳定礼】 <sup>1)</sup>	太宗13年 6月 8日 <sup>2)</sup>	太宗13年11月 4日 <sup>3)</sup>	太宗14年 8月21日 <sup>4)</sup>
大祀	社稷 宗廟 別廟	社稷 宗廟	社稷 宗廟	社稷 宗廟
中祀	先農 先蚕 文宣王	風雲雷雨 (山川城隍附) 先農 先蚕 文宣王 州県文宣王	風雲雷雨 (山川城隍附) 先農 先蚕 文宣王 (州県文宣王附) 檀君 箕子 高麗始祖	風雲雷雨 (山川城隍附) 嶽海瀆 先農 先蚕 零祀 <sup>5)</sup> 文宣王 (州県文宣王附) 檀君 箕子 高麗始祖
小祀	風師雷師雨師 靈星 馬祖 司寒 先牧馬社馬歩 禴祭 七祀 州県文宣王	靈星 馬祖 司寒 先牧馬社馬歩 禴祭 七祀	靈星 馬祖 司寒 先牧馬社馬歩 禴祭 七祀	靈星 馬祖 名山大川 司寒 先牧馬社馬歩 禴祭 七祀

表中の□は祀典への編入・陞格をあらわす。

- 1) 『太宗実録』卷25、13年 4月辛酉(13日)条。
- 2) 同上
- 3) 『太宗実録』卷26、13年11月庚辰(4日)条。
- 4) 『太宗実録』卷28、14年 8月辛酉(21日)条。
- 5) 零祀は太宗14年 5月にはほぼ制度化された(『太宗実録』卷27、14年 5月丙戌[14日]・庚寅[18日]・己亥[27日]条)。



造築、亦不如式、上項壇壝、稽古制相地造築、(中略) 従之、(同書、卷二五、十三年六月乙卯〔八日〕条)

この史料Bは、高麗の『古今詳定礼』を修正して風雲雷雨(山川城隍附)と諸州県の文宣王祭祀を中祀に陞格させる(前掲【表II】参照)など、太宗朝に本格的な祀典の改正がなされたことを示す記録であるが、このとき礼曹はまた諸祭壇の整備に関しても上啓した。それによると、規式どおりに築造されたのは社稷壇と風雲雷雨壇のみであり、靈星・司寒・馬祖・先牧・馬社・馬歩(以上、小祀)や仲農・後農(のち革罷)<sup>13)</sup>については未築造であった。そして、ここで取り扱う老人星壇は前掲史料Aにみた如く、宋制を導入していったん築造されていたと考えられるが、規式どおりにではないゆえ、古制を考稽して相地築造すべきことを上啓したのである(史料B中の厲祭については後述する)。ところで、この老人星祭は『世宗実録』五礼には登載されていないが、『高麗史』世家には八件の老人星祭挙行記事が確認される。となれば、老人星祭が李朝最初の祀典である『世宗実録』五礼から除外された事情をここに求められはしないだろうか。そこで、高麗時代における老人星祭挙行の状況とその性格を探るべく、『高麗史』にあらわれる老人星祭の記事を一覧表にすれば、【表III】の如くである。

【表III】の記事より、まず、靖宗五年(一〇三九)にはすでに王都開城の南郊(南壇)において老人星が祀られていた。高麗時代には道教は国家の保護を受け、さまざまな醮祭が国王により執り行なわれた。<sup>14)</sup>とりわけ睿宗朝(一一〇六―一二二年)には国家的宗教としての体裁が備わり、老人星祭が挙行されたことも『高麗史』礼志に記録されている。また、毅宗二十四年(一一七〇)には国王毅宗みずから老人星を醮祭するなど、老人星祭祀記事が頻繁にあらわれる。この一連の記事は『高麗史』天文志や『高麗史節要』にも取りあげられていること<sup>15)</sup>から推して、事件的要素を内包するものと考えられる。南天にある老人星カノープスは毎年春分・秋分に地平線上数度の高さによりやくみえるため、老人星の出現は延命を願うものにとつては古来瑞兆とされていた。<sup>16)</sup>それゆえ、天界の最輝星シリウス(大犬座)に相当する天狼星を老人星であると西海道按廉使が報告したのも無理からぬところであろう。毅宗はさっそく平壤の

【表Ⅲ】『高麗史』にみえる老人星祭祀事

王代	年・月	西 曆	記 事
靖宗	五・二	一〇三九	壬午(二十一日)、祭老人星於南郊、 <sup>1)</sup>
睿宗	三・八	一一〇八	丙戌(九日)、命有司祀老人星於南壇、 <sup>2)</sup>
〃	六・二	一一一一	己亥(六日)、祀老人星于南壇、 <sup>3)</sup>
毅宗	二四・二	一一七〇	甲申(三日)、狼星見于南極、西海道按廉使朴純嘏以為老人星、馳馭以聞、
〃	三	〃	己巳(十八日)、遣知門下省事崔温、祭西京老人堂、右副承宣林宗植、祭老人星于海州床山、凡内外有老人堂、皆遣使祭之、
〃	四	〃	辛巳(一日)、親醮老人星于内殿、
〃	〃	〃	甲申(四日)、忠州牧副使崔光鈞奏、前月二十八日、祭老人星于竹杖寺、其夕寿星見、至三獻乃没、王大喜、百官称賀、
〃	〃	〃	丙申(十六日)、禁内六官文臣表賀、寿星再見、賜酒果、
〃	〃	〃	乙巳(二十五日)、以寿星再見、命太子醮于福源宮、平章事許洪材醮于賞春亭、左承宣金敦中祭于忠州竹杖寺、王欲親醮老人星、命判札賓省事金于蕃、郎中陳力升構堂於真觀寺南麓、又立別恩祈所、造金銀花及金玉器皿、
明宗	元・九	一一七一	戊子(十七日)、左諫議金辛尹・右諫議金甫當・左散騎常侍李紹膺・左司諫李應招・右正言崔誥上疏、(中略)西海道按廉使朴純古妄奏老人星見、知水州事吳錄之妄獻金龜之瑞、請皆禁錮子孫、(後略)

\*年月日は『高麗史』世家の当該年月日条に基づく。

1) 『高麗史』卷六三、礼志五、吉礼、雜祀にも対応記事がある。

2) 『高麗史』卷六三、礼志五、吉礼、雜祀にのみみえる。

3) 同 右。

老人堂と海州の床山のみならず、地方の老人堂にも使臣を派遣して醮祭を命じ、毅宗みずからは内殿において老人星を祀った。その後もあいついで老人星の出現が報告されるが、翌明宗元年にさきの朴純古による報告が「妄奏」であったとされ、朴純古の子孫は禁錮刑に処せられてしまう。それほどまでに老人星の出現は当時の高麗社会では寿命の延長、天下の安寧を守るものとされ、現実的利益と結びついた祭祀として老人星祭が挙行されていたのである。毅宗二十四年に頻出する老人星祭の記事はその祭祀の性格・機能を浮き彫りにする事例といえよう。

したがって、『高麗史』では老人星祭挙行の記事が散見されるにもかかわらず、李朝初期の最初の礼書である『世宗実録』五礼に登載されなかった事情は、その祭祀の道教的性格にあるといえる。儒教を国是として政治体制整備に着手した建国当初の李朝政府内では、老人星祭を儒教的祭祀として折衷・改変しつつも、高麗の遺制を継承すべきか否か、判断に窮していたのであろう。たとえば、李朝建国直後の太祖元年八月に礼曹典書趙璞らは高麗より継承された祀典の整備に着手したが、その上奏文中に、

(前略) 春秋藏經・百高座法席・七所親幸道場・諸道殿神祠醮祭等事、前朝君王、各以私願、因時而設、後世子孫、因循不革、方今受命更始、豈可蹈襲前弊、以為常法、請皆革去、(後略) (『太祖実録』卷一、元年八月庚申〔十一日〕条)

とみえる如く、諸道殿での醮祭は高麗の諸王が私願により設置したものであるゆえ、こうした弊制は踏襲すべきではなく、革去するよう要請した。高麗毅宗朝に老人星が再度出現した際には賞春亭において醮祭せしめているが、賞春亭は召宴のみならず、仏事・醮祭にも使用された亭榭であった。<sup>18)</sup> また、福源宮にしても睿宗・毅宗朝に国王の親醮の道観として利用され、<sup>19)</sup>これが朝鮮における本格的な道教寺院とみなされていることはあらためていうまでもなからう。こうしたことから、李朝政府が道教的祭祀を縮小する政策方針を固めていたことは明らかであり、その結果、『世宗実録』五礼への老人星祭登載をみあわせていたと考えられるのである。

このように老人星祭は道教的性格を色濃く帯びた祭祀ではあったが、前掲史料Aにみた如く、北宋の祀典『政和五礼新儀』の規定に基づいて祭壇の規格が定められた。そして、世宗八年（一四二六）には礼曹の上啓により老人星祭儀註が制定されたのである。

C 礼曹啓、謹按文献通考、宋神宗元豊四年、郊廟奉祀礼文所言、国朝時令秋分、享寿星于南郊、熙寧祀儀、於壇上、設寿星一位南向、又於壇下卯陞之南、設角・亢・氐・房・心・尾・箕七位東向、按爾雅曰、寿星角・亢也、說者曰、数起角・亢、列宿之長、故曰寿星、非此所謂秋分所饗寿星也、今於壇下設角・亢位、且以氐・房・心・尾・箕同祀、尤為無名、又按晋書天文志、老人一星在弧南、一日南極、常以秋分之朝見于丙、春分之夕没于丁、見則平治主寿昌、常以秋分、候之南郊、後漢於国都南郊、立老人星廟、常以仲秋祀之、則寿星為老人星矣、請依後漢於壇上設寿星一位、南向祀老人星、其壇下東方七宿位、不宜復設、又立秋後辰日祀靈星、秋分享寿星、皆為小祀、本國秋分之朝、祀老人星於南郊、而并設角・亢二星於其前、礼科則老人星籩・豆各八、角・亢二星籩・豆各二、牲用犢一、祝版云、昭告于南極老人星尊君、角二星、亢四星、伏以云云、其設位礼科、皆違古制、乞依元豊礼制、不設角・亢、只設老人星而祀之、祭品亦依小祀例、從之、儀注、(後略) (『世宗実録』卷三二、八年五月壬子〔十九日〕条)

これによると、李朝の老人星祭に関する諸規定は『文献通考』所載の条文(史料C中の傍線部分)<sup>(20)</sup>に基づいて制度化されたことが知られる。北宋神宗朝の元豊四年(一〇八一)に後漢の老人星祭制により、壇上に寿星一位を設置して南向させ、その壇下の蒼龍七宿の神位は設けるべきではないとの建議があった。最古の字書『爾雅』は寿星Ⅱ角・亢(いずれも乙女座)としており、神宗朝当時もこの二宿を祭祀したのが問題とされたからである。結局は、世の泰平と人の長寿・隆昌をもたらす老人星を天子は南郊に望みみるとの記録(『晋書』天文志)を引用しつつ、仲秋に南郊の老人星廟にて祭祀した記録(『後漢書』礼儀志)を典拠として、北宋では寿星Ⅱ老人星と理解されるに至った。と

【表Ⅳ】 時日および主要祭官表

	時 日	主 要 祭 官			
		献 官	典 祀 官	執 礼	大祝以下
老人星祭	秋分日	三品	奉常寺主簿以下官	六品	参外
禡祭	講武前一日	武官三品	奉常寺主簿以下官	武官六品	武官参外
醮祭	常日なし	三品	漢城府堂下官	六品	参外
籩祭 籩祭(先告事由)	驚蟄・霜降日	兵曹判書 兵曹堂上	訓練院主簿以上官 訓練院主簿以上官	六品 なし	参外 参外
厲祭(城隍発告) 厲祭(無祀鬼神)	春清明・秋七月十五日・冬十月初一日	漢城府堂上 漢城府庶尹	漢城府判官 漢城府判官	なし なし	参外 参外

\* 【国朝五礼序例】 卷1、吉礼、時日条および齊官条に基づく。

ころが、李朝でも北宋と同様の混乱が生じていた。秋分の朝方に老人星祭を挙行してはいたが、やはり角と亢の二宿を併設しており、祭器の数や祝文の内容も古制にもとるとされた。二十八宿の東方蒼龍七宿のうち、角の二星は王道の泰平を、亢の四星は天下の安寧を象徴するが、世宗朝当時の祝文に「昭告于南極老人星尊君、角二星・亢四星、伏以云云」と明記された如く、李朝においても角・亢二宿の配祀が論議の焦点となったのである。そして、最終的に礼曹が模範としたのは元豊の礼制であった。すなわち、角・亢二宿の配祀を取り止めて老人星のみを祭祀し、その祭品は小祀の例によって設置するよう上啓したのである。また、太宗朝には老人星祭が大・中・小祀のいずれに属するかを示す記録がなかったことから、小祀と規定されたのはこの世宗八年であろう。

それでは老人星壇の築造地について二種の官撰地理志の史料をみておくことにする。

老人星壇・園壇・靈星壇・風雲雷雨壇〔皆在崇礼門外屯地山〕、〔世宗実録〕卷一四八、地理志、京都漢城府条)

老人星壇〔在南郊〕、〔新增東国輿地勝覽〕卷一、京都上、壇廟条)

『世宗実録』地理志(内容は世宗十四年当時のも)によれば、老人星壇は祭天礼を挙行する園壇と同様、崇礼門(南大門)外の「屯地山」、すなわち木覓山(南山)南面の中腹にあった<sup>21)</sup>。また、『新增東国輿地勝覽』(中宗二十

六年（一五三二）刊）には「在南郊」と記録されるのみであるが、同書では靈星壇・風雲雷雨壇の所在地をやはり「在南郊」<sup>22</sup>としている。したがって、老人星壇は崇礼門外のこの地域に設置されたとみられる。

## 2. 禱祭と醮祭

禱祭は軍神蚩尤を、醮祭は災害神を祀る祭祀である。ここで禱祭と醮祭を一括して取り扱うのは、この二種の祭祀儀註が同形態であることによる。つまり、『国朝五礼儀』巻二、吉礼、享先牧儀条には「馬社・馬歩・禱祭・醮祭同」と割註が附されており、この二種の祭祀儀註が先牧祭儀と同形態のものとして整備されることを示している。

まず、禱祭についてみると、その祭神は世宗四年（一四二二）当時では、陣法・律呂などを制定した黄帝軒轅氏であったことが『世宗実録』に記録されている。<sup>23</sup>それによると、司僕直長が禱祭の献官となったことに対して、太上王（定宗）は司僕直長に禱祭を主宰させるべきではないと反対した。禱祭は黄帝を祀るものであり、親祭するとしても、その祭祀が神意にかなって供物が受納されるとは限らないからである。また、輿馬・廐牧を管掌する司僕寺（正三品衙門）の直長は当時、従七品の下級官吏にすぎない。最終的に禱祭の献官は武官の三品官とされる（表Ⅳ）<sup>24</sup>が、献官の差定が問題となったのは疑いない。

これを契機として、禱祭の制度整備が李朝政府内でようやく挙論されることになる。こうして禱祭制度の再検討を命ぜられた礼曹は、古制研究の結果、祭神の改定を要請するに至った。その改定の事情は、次に引く史料Dから明らかとなる。

D 礼曹啓、在前、講武禱祭、祭黄帝軒轅氏、然考古制杜氏通典、周制、禱於所征之地、註云、若至所征之地祭、則以黄帝・蚩尤、其田狩、但祭蚩尤、請自今講武場禱祭、依周制只祭蚩尤、（『世宗実録』巻二三、六年二月癸丑）<sup>25</sup>七日）条

すなわち、講武の際に執り行なう禱祭では黄帝を祀っていたが、『通典』所載の周制にならって蚩尤のみを祭神とす

る旨、礼曹は上啓したのである。これによって世宗六年九月には禡祭儀註が制定され、毎年春秋の講武の前日に禡祭  
が挙行される運びとなったのである。<sup>(24)</sup>

次に醮祭についてみると、この祭祀は蝗災という現実的な問題から朝議にのぼった。さきにもた禡祭と同様、『高麗史』礼志には規定がなく、李朝初期に中国より導入された祭祀のひとつである。『太宗実録』には蝗虫の発生により醮祭儀挙行を上啓した記事がみえる。

E 礼曹啓行醮祭之儀、臣等謹按文献通考、宋高宗朝、礼部太常寺言、看詳醮祭、欲依祀令、蝗虫為災則祭之、本寺  
摺曰、依儀祭告、其祭告之所、国城外西北、乞設位行祭、所差祭告官、弁合・排辦事、並依常時祭告小祀礼例、

在外州県有蝗虫处、即依儀式、一面差守令、設位祭告施行、又按太常因革礼、歷代書史、悉無祭醮儀式、欲准祭  
馬歩儀施行、壇在国城西北、祭儀礼科小祀、乞差官就馬壇設祭、稱為醮神、祝文、係学士院撰定、若外州者、略

依禁祭礼、先扱便方、除地立表施繩、以代壇、其致齋・行礼・器物等、並如小祀、祝文曰、蝗蝻荐生、害於嘉穀、  
惟神降祐、応時消殄、即今蝗虫害穀、京中及外方、有蝗虫、州郡行醮祭祈禳、京中祭处、就馬歩壇、奠物・祭服、

依祭馬歩例、外官依上項外州例、下議政府、(同書、卷一六、八年七月癸亥〔十七日〕条)

このとき礼曹は『文献通考』とそこに引かれた『太常因革礼』の諸規定を典拠として、王都のみならず地方の州郡に  
おいても醮祭を挙行すべしと建議した。だが、太宗は即座に許可することなく議政府内で審議・決定させた。醮祭に  
ついてはこれ以後、しばらく朝議にのぼらず、また結果的に『世宗実録』五礼には登載されなかったことから、この  
時点では醮祭儀挙行の建議は却下されたと判断せざるをえない。ところが、このときの礼曹による醮祭儀の構想は『国  
朝五礼儀』の編纂の際に充分活かされた。すなわち、『国朝五礼儀』頒布直前に、京畿と平安・黄海道で蝗災が発生し、  
礼曹は諸道に祝詞および儀註を書送するよう上啓した。次に引く『成宗実録』の記事がそうである。

礼曹啓、謹按五礼序例、蝗螟則醮祭、京中就馬歩壇、州県就城東行、又云災迫則不卜日、今京畿・平安・黄海道

虫螟害穀、至為可慮、京中則來二十一日、諸道則祝詞及儀註書送、到闕翌日行祭何如、從之、(同書、卷三二、四年七月己酉〔二十日〕条)

ここにみえる「五礼序例」とは、「国朝五礼儀」の補助書的作用を果たす「国朝五礼序例」を指称するが、成宗五年の『国朝五礼儀』頒布以前に、礼曹が同書に規定された醮祭関係条文をもとに上啓した<sup>26)</sup>点は興味深い。そしてさらに、この醮祭関係条文はさきにもた大宗朝の構想(前掲史料E)をほぼ継承している。すなわち、北宋では王都の馬歩壇にて醮祭が奉行され、また各州県でも行祭されたが、李朝の祀典である『国朝五礼儀』はこの宋制を導入し、その結果、王都と州県の二種の儀註を収録するに至ったのである。したがって、たびかさなる蝗災の発生により、李朝政府は宋制<sup>26)</sup>に基づいて醮祭の制定に踏み切ったと考えられよう。

では、禡祭と醮祭の壇制の検討に移りたい。

李朝の国家祭祀の壇制をめぐっては太宗十三年に拳論されたが、当時は礼制整備過渡期にあたり、その築造法は一定ではなかった(前掲史料B)。諸祭祀の壇制がほぼ整理され、定着するのは成宗朝であり、『国朝五礼儀』の成立を俟たねばならない。ただ、『国朝五礼儀』の頒布直前の成宗五年三月になって、政府内では壇制が再度検討された。

礼曹啓、我朝諸祀、壇壝所在、不合古制者多、今考周礼及歷代之制参定、具録于後、一、隋制、先蚕壇在宮北三里、我朝、置壇於都城之北、合於古制、仍旧修築、一、周制、建巳月、雩五方上帝、其壇名曰雩祭、在南郊之方、隋制、在国南十三里、今五礼儀載、雩祀壇在東郊、與古制相違、可於園丘壇近地設壇以祭、一、周礼旅師春秋祭醮、註、醮者為人物災害之神、盖亦為壇、位如雩祭、今五礼儀載、就馬歩壇行、非惟不合古制、一壇互祭、亦乖大体、於馬歩壇近地、別設一壇以祭、一、周制、天子將出、禡於所征之地、詩皇矣篇、是類是禡、註、禡至所征之地、祭始造軍法者、今五礼儀載、壇在東北郊、定方設壇、有乖古制、請勿定壇所、至所征之处、除地行祭、從之、(『成宗実録』卷四〇、五年三月癸丑〔二十八日〕条)



右の史料によれば、李朝初期の国家祭祀ではその壇壝の所在が古制に合致しない場合が多く、よって『周礼』および歴代の制度を考稽のうえ決定するよう礼曹は上書した。この史料中の四ヶ条にわたる上書内容は、

- (1) 先蚕壇は古制に合致しており、旧来どおり修築する
- (2) 雩祀壇は古制にたがうため、園丘壇の近地に設置する
- (3) 酺祭は古制にたがいはしないが、馬歩壇で互祭するのは大綱にもとるため、馬歩壇の近地に新設する
- (4) 禡祭は古制にもとるため、特別に壇所は定めない

と要約整理される。しかし、諸祭壇制はいったん成宗の裁可を得ながらも定着することなく、『国朝五礼儀』の規定どおりに落ち着く。礼曹は『国朝五礼儀』の諸規定を周・隋制と比較し、李朝の祭祀制度を中国の古制に接近させようとしたのであるが、同書はこの成宗五年にはすでに完成しているため、祭祀制度をあらたに改変することはできなかったとみえる。というのも、酺祭と禡祭の壇所の所在地について、地理志には次の如くある。

酺壇〔有蝗螟則就馬歩壇〕、〔大東地志〕卷一、京都、漢城府、壇壝条)

禡祭壇〔在東北郊〕、〔新增東国輿地勝覽〕卷一、京都市、壇廟条)

前者の酺壇については『新增東国輿地勝覽』に記録がないため、李朝後期の地理志である『大東地志』（金正浩、高宗元年（一八六四））の記録を引用したが、この記録は『国朝五礼序例』壇廟図説条の規定と合致しており、また後者の禡祭壇に関する記録もやはり『国朝五礼序例』の同条の規定と合致する<sup>29</sup>。さらに、先蚕壇や雩祀壇の所在に関しても『国朝五礼序例』どおりの規定が『新增東国輿地勝覽』に記載されたこと<sup>30</sup>から、成宗五年の壇制改定は実現しなかったと考えられる。

では、酺祭が挙行された馬歩壇はどこに設置されていたのであろうか。馬歩壇の所在地については『世宗実録』地理志に、

馬歩壇・馬祖壇・先牧壇・馬社壇〔皆在興仁門外沙斤寺里〕、『世宗実録』卷一四八、地理志、京都漢城府条）とあることから、興仁門（東大門）外の「沙斤寺里」に設置されていたことになる。この「沙斤寺里」は『五万分之一地形図』（旧日本陸軍参謀本部陸地測量部発行、大正十四年〔一九二五〕作成）「蘼嶋」にみえる京畿道高陽郡漢芝面沙斤洞にあたる。この一帯は牧養地<sup>31</sup>でもあり、牧養という実利追求からこの地が馬歩祭の壇所として選定されたのであろう。

禰祭は老人星祭と同様、李朝後期には革罷<sup>32</sup>されてしま<sup>33</sup>うが、醮祭は蝗災発生<sup>34</sup>のたびに各地方で挙行されたことが『李朝実録』に散見される。蝗災による穀穂の被害は国家の財政に直接影響を及ぼすことから、こうした現実問題と直結した醮祭を李朝は継続して挙行せしめたのである。

### 3. 蘼祭

軍旗を祀る蘼祭については李朝建国当初より朝議にのぼった。たとえば、『太祖実録』には次の如き二史料がみえる。

F 命永安君祭蘼神、先是、造紅・黒二蘼、至是告成、故祭之、與祭執事官、皆武服、（同書、卷三、二年正月壬戌〔十六日〕条）

G 遣判義興三軍府事鄭道伝、以大牟祭蘼、道伝及與祭將士、皆以鉄甲行祭、（後略）（同書、卷五、三年正月丁卯〔十七日〕条）

まず、史料Fは永安君芳果（のちの定宗）が、つづく史料Gは鄭道伝が蘼祭を命ぜられたことを伝える。そして、「與祭執事官、皆武服」（史料F）、「道伝及與祭將士、皆以鉄甲行祭」（史料G）とあるゆえ、蘼祭に参与する者が武官中心であったことを示唆する。

このように建国当初よりすでに蘼祭が武官中心となつて挙行されたにもかかわらず、『世宗実録』五礼では蘼祭を国家祭祀として登載してはいない。そこで、この蘼祭が『世宗実録』五礼より除外された事情を探るために、まず蘼

祭の性格を明らかにしておかねばならない。ここで参考となるのが『高麗史』礼志の記録である。前朝高麗において禋祭は大・中・小祀のいずれにも属さないが、『高麗史』礼志では雜祀の項目に計四件の記録が残されている。この四件のうち三件は、いずれも元の支配下にあった忠烈王朝（一二七五―一三〇八）に宮門あるいは宮殿で禋を祀った記録であるが、注目すべきは次に引く残り一件の記録である。

H都評議司言、往歲、玄陵將親討紅賊、始立禋、毎月朔望祭之、其弊不細、請停罷、從之、（『高麗史』卷六三、礼志五、吉礼、雜祀、辛禱三年七月丙申〔二十日〕条）

この史料Hによれば、かつて玄陵（恭愍王）による紅巾賊親征の際にはじめて禋旗が掲げられ、毎月朔望に祭祀が行されたが、少なからぬ弊害が生じた。ために都評議使司は禋祭の革罷を建議し、禱王はこれを許可したという。その弊害が具体的にいかなるものであったかは詳らかでないが、『高麗史』には恭愍王十八年（一三六九）に禋祭が定期的に挙行されるに至った事情を示す記録が確認される。すなわち、恭愍王十八年十二月に守門下侍中李仁任が西北面都統使に任ぜられ、恭愍王は大禋を下賜して李仁任を派遣した。この大禋は恭愍王の西京巡御の際に製せられて四時祭（恒例祭）が執り行なわれていたものであり、李仁任はこうした由来のある大禋を授かって出鎮したのであった。<sup>35</sup>周知の如く、李仁任は恭愍王の死後、禱王を擁立して国政を専擅し、李成桂の威化島回軍後に論罪されてしまう人物であり、親明派李成桂にとって親元派李仁任はいわば政敵であった。高麗末に李成桂の政敵がこの禋祭と関わっていたことから推して、史料H中の「其弊不細」とは、権臣の手によって禋祭が利用され、悪影響を及ぼしたことを示すものではなからうか。また、定宗二年（一四〇〇）九月には講武堂で禋祭を執り行なうために三軍都事玄孟仁らが明倫堂に宿衛しようとしたところ国学生員と衝突し、玄孟仁は武工を扇動して生員を殴打する事件が発生した。<sup>36</sup>ところが、このとき三軍を掌握していたのは王世子（のちの太宗）であり、玄孟仁はその僚佐であった。それゆえ玄孟仁は何ら咎を受けることなく、この事件は落着するのである。

以上のことより、禩祭は武官主導という祭祀の性格上、政治的基盤がいまだ十分に整わない李朝のごく初期では、祀典に登載すべきか否か意見が一致しない状況であったと推察されるのである。

さて、禩祭が国家祭祀としてその制度化に着手されるのは比較的遅く、世宗朝以降である。『世宗実録』には次の如き記事がみえる。

礼曹啓、春秋禩祭不分大・中・小祀、未便、依諸祀儀式小祀例、散齋二日、致祭一日、籩・豆各八、其余奠物・儀注、仍旧、從之、(同書、卷二二、三年七月己卯〔十九日〕条)

すなわち、世宗三年(一四二二)にようやく禩祭は小祀として祀典に登載され、祭祀儀礼に関する諸規定が礼曹を中心に検討されはじめるのである。禩祭の儀注については世宗二十二年に礼曹によって撰進され、文官はこの祭祀には参与しないことが明記されるが、この祭祀は『洪武礼制』をモデルとしたことが次の記録から明白となる。

I 礼曹啓、今承教旨、西班牙護軍以上、於禩祭無齋戒・陪祭、未便、其齋戒及陪祭有無、考古制以聞、謹按洪武礼制、凡各処守禦官、俱於公廡後、築台、立旗禩廟、設軍牙・六禩神位、春祭用鷲蟄日、秋祭用霜降日、祭物用羊一・豕一・帛一白色・祝一・香燭・酒果、先期、各官齋戒一日、至日、守禦長官武服、行三獻礼、若出師則取旗禩以祭、班師則仍置于廟、儀注與社稷同、本朝諸祀儀式内、獻官・諸執事官外、無陪祭官、請依洪武礼制、獻官・諸執事外、武官不許陪祭、從之、(『世宗実録』卷五〇、十二年十一月己酉〔十二日〕条)

この史料Iにみる如く、礼曹は「西班牙の護軍(五衛の正四品)以上が禩祭挙行にあたって齋戒・陪祭を行なわないのは不都合であるため、古制を検討して上奏せよ」との教旨を受けた。ところが、李朝の諸祭祀の儀式ではそもそも陪祭官を定めてはいなかったのである。そこで礼曹は、『洪武礼制』所載の禩祭儀の規定(史料I中の傍線部分)に基づいて、獻官と諸執事以外は武官の陪祭を認めないよう要請し、世宗の裁可を得たのである。このことは、獻官とその他の諸執事が武官によって占められていたことを意味する。実際に、世宗二十二年に撰進される「禩祭儀注(文官

不預祭」の末尾に列記された行事執事官の規定にもその点が註記されている。また、『国朝五礼序例』卷一、吉礼、斎官条、禩祭〔文官不預祭〕の項においても、たとえば「献官〔兵曹判書、有故則参判〕・典祀官〔訓練院主簿以上〕と規定されたのである（前掲【表Ⅳ】参照）。

祭祀を主宰する献官が兵曹判書（または参判）、典祀官が訓練院主簿（従六品官）であることから、さきに検討した軍神蚩尤を祀る禩祭と同様、禩祭が武官中心の祭祀であり、その他の祭祀とは性格を異にしていたことが窺えよう。では、禩祭の祭所についてみておくことにする。禩祭の場合、壇壇ではなく廟宇が設置された。

禩神廟在都城內、東向、制與真殿同（惟一門、無東西廊）、神座禩四在北南向、〔国朝五礼序例〕卷一、吉礼、壇廟図説条、真殿の項）

禩神廟〔在礼曹西、神座在北南向〕、〔新增東国輿地勝覽〕卷一、京都上、壇廟条）

右に引いた史料のうち、まず前者の『国朝五礼序例』では「在都城内」と規定されるのみであり、その所在地については具体性を欠いている。しかし、後者の『新增東国輿地勝覽』には「在礼曹西」と記録されており、その所在地を知らしめる。すなわち、禩神廟は光化門外の右側にある礼曹官衙の西側に設置されたのである。『李朝実録』によれば、礼曹の牆外は人家に逼近しており、祭所としては似つかわしくないと理由から、武芸の演習などを管掌した訓練院の近地に移設するよう、いくたびか論議されたが、結局はこの礼曹官衙の近地から動くことはなかった。このことはのちの『青丘図』（金正浩、純祖三十四年〔一八三四〕刊）乾、都城全図に、礼曹官衙のすぐ左側に「禩」と記して廟宇が描かれていることから明らかである。

#### 4. 厲祭

厲祭とは死後祀る者のいない鬼神のための祭祀である。

李朝政府内で厲祭が注目される契機となったのは、太宗即位（一三九九年）直後に起きた開城寿昌宮の失火であつ

た。<sup>(40)</sup> 折りしも雷雨星変が続いていたこともあり、太宗は教書を頒布して中外の官僚に諮問したところ、参門下府事権近は六ヶ条にわたる時務条件を上書し、太宗の英断を請うたが、その第六番目の条件が厲祭の挙行を説くものであった。

丁六曰、行厲祭、自古凡有功於民及以死勤事之人、無不致祭、無祀之鬼、亦有泰厲・国厲之法、今洪武礼制、其法甚備、我国家朝祭之礼、皆遵皇明之法、惟此厲祭一事、独不举行、冥冥之中、豈無或抱冤抑、或懷憤恨、結而不散、餒而求食者乎、此足以積怨氣而生疾疫、傷和氣而致變怪者也、且令礼曹追録前朝以後至于国初有功可祀之人、詳定致祭之法、州郡守令、有遺愛者、亦聽其州、立祀以祭、凡無祀之鬼、厲祭之法、一依洪武礼制施行、(『太宗実録』卷一、元年正月甲戌〔十四日〕条、参門下府事権近上書)

ここで権近は『洪武礼制』に基づいて厲祭施行の必要性を説いている。<sup>(41)</sup> 古来、百姓に功績があり、あるいは死を賭して仕えた者には致祭せねばならず、祀る者のいない鬼神のためにも泰厲・国厲の法がある。明の『洪武礼制』ではその点が整備されており、李朝の朝祭の礼も明の制度を遵守している。ところが、この厲祭の制度のみは挙行されていないため、冥土で冤抑・憤恨を抱きながら飢える鬼神が疾疫・変怪を起こすかも知れない。こうした懸念から権近は、礼曹には高麗以後、李朝初に至る祭祀すべき者を追録し、致祭の法令を詳定すること、州郡の守令には遺愛ある者を調査して祠堂を建て祭祀すること、そして無祀の鬼神については厲祭の法令を『洪武礼制』により施行するよう建議したのである。

この権近による厲祭施行の建議は太宗の裁可を得たものとみえ、太宗四年四月には礼曹によって厲祭儀が詳定された。次に引く『太宗実録』の記事がそうである。

K 礼曹詳定厲祭儀以聞、京中及外方各官、每歲春清明日、秋七月十五日、冬十月初一日、祭無祀鬼神、其壇設於城北郊間、祭物、京中牲用羊三・豕三・飯米四十五斗、外方知官以上、視京中減三分之一、県令監務、視知官減半、

羊或以麀鹿代用、主祭官、京中開城留後司堂上官・漢城府堂上、外方各其官、(同書、卷七、四年六月戊寅〔九日〕  
条)

このとき詳定された厲祭儀のうち、時日と壇所の規定は『洪武礼制』の条文とほぼ同文(史料K中の傍線部分)<sup>(42)</sup>である。ただ、厲祭壇はのち築造されるが、規式から外れていたため、太宗十三年に再度検討される(前掲史料B)。さらに、主祭官こそ李朝の官制に合わせてはいるものの、王都では開城留後司堂上官と漢城府堂上を併置している。これは定宗元年三月の旧都開城への遷都による措置であり、のち太宗五年十月には再度漢城へ遷都することを考えれば、厲祭の主祭官がいざれ改正を余儀なくされるであろうことは明白である。果たして、世宗二十二年(一四四〇)に進められた「厲祭儀注〔発告城隍壇、行祭北郊壇〕」には次の如くある。

し行事執事官、献官〔漢城府堂上〕、無祀鬼神、献官〔漢城府小尹〕、典祀官〔漢城府判官以下〕・大祝〔文臣参外〕・祝史二〔参外〕・齋郎二〔参外〕・謁者〔参外〕・贊者〔参外〕・参引〔参外〕・監察、〔世宗実録〕卷八九、二十二年六月己亥〔二十九日〕条、礼曹撰進厲祭儀注)

これにより、献官すなわち主祭官の規定から開城留後司堂上官は除外され、代わって漢城府堂上官が行事執事官の筆頭にあげられた。

ところで、右に引いた史料では、献官として漢城府堂上を定める一方、漢城府小尹をも献官とした点が目にとまる。しかしながら、漢城府への再遷都後であれば、二種の献官を規定する必要はないはずである。となれば、開城遷都中に詳定された厲祭儀に「京中開城留後司堂上官・漢城府堂上」(前掲史料K)とあったのは、王都の所在とはまた別の事情が存在したのであろうか。この点を明らかにするには、やはり『国朝五礼儀』を利用する必要がある。

すでに検討済みではあるが、醮祭には王都と州県での二種の儀註が制定された。このことは、地方における醮祭奉行が国家により統制されたことを意味する。これと同様に、厲祭の場合も『国朝五礼儀』卷二、吉礼には「厲祭儀〔発

告城隍壇、行祭北郊壇」と「州隳厲祭儀」の二種の儀註が収録されているが、この祭祀はさらに発告と行祭に二分され、献官も漢城府堂上と漢城府庶尹の二種を別個に規定したのである（前掲【表Ⅳ】参照）。また、次に引く規定は、厲祭壇に二種の神位が祀られたことを示す。

厲祭壇在北郊、制與靈星同、神座、城隍在壇上北、南向、無祀鬼神在壇下、左右相向、（後略）（『国朝五礼序例』卷一、吉礼、壇廟図説条、靈星壇の項）

すなわち、厲祭壇は北郊にあり、その壇上に城隍神が、その壇下には無祀鬼神が祀られ、それゆえに献官を二種定める必要があったのである。また、厲祭の無祀鬼神の神位は当初十二位であったが、のち仁順府院朴堧の上啓により、「産難死者」「震死者」「墜死者」の三位が添入されて十五位となり、王都のみならず州隳における厲祭も十五位へ神位を加設するに至った。<sup>(43)</sup>

では、厲祭壇は北郊のどこに設置されたのであろうか。厲祭壇の所在地について、『世宗実録』地理志は「在彰義門外」とし、また『新增東国輿地勝覧』も「在北郊」としており、<sup>(44)</sup>いずれも北郊に設置されたことを伝えるのみである。ただ、李朝中期の成規（一四三九―一五〇四年）の隨筆集である『慵齋叢話』（『大東野乘』卷一、所収）には、厲祭壇在藏義門外藏義寺洞、漢城府主而祭之、（同書、卷一〇、祭壇）

とあり、彰義門外の「藏義寺洞」に設置されたことを知らしめる。彰義門外には藏義寺があつたことから、その近地であろうと推測されるが、この「藏義寺洞」に関連して、『世宗実録』には「造紙所（在壮義寺洞）」「壮義寺（在彰義門外）」とみえる。<sup>(46)</sup>これらの記録よりすれば、「藏義寺洞」には藏義寺・造紙所として厲壇がともに存在したことになる。また、十八世紀に作製された「四山禁標図」（英祖四十一年（一七六五）、木版本）や「都城図」（一七二〇年代、筆写本）にも造紙所上方に「厲壇」と記されている。<sup>(47)</sup>したがって、この地は『五万分之一地形図』（旧日本陸軍参謀本部陸地測量部発行、大正七年（一九一八）作製）の「京城」にみえる京畿道高陽郡恩平面付岩里にあたるのである。



この厲祭は地方で悪疫が流行するたびに、あらためてその祭祀の必要性が説かれ、その挙行が建議された。<sup>43</sup> さきに見た禱祭と同様、厲祭は現実的な問題と直結していたがために李朝後期まで存続した祭祀であった。

#### 四、むすび

以上、本稿では李朝初期の祀典、すなわち『世宗実録』五礼と『国朝五礼儀』にみえる吉礼の差異について、とくに小祀にあらわれた変動を中心として『国朝五礼儀』成立期における国家祭祀の特性を考察した。『国朝五礼儀』吉礼では老人星祭・禱祭・醮祭・霽祭・厲祭の五種類の祭祀が小祀としてあらたに加えられ、このうち霽祭と厲祭については明の『洪武礼制』の規定が李朝の祀典に如実に反映されたことが明らかとなった。もちろん、宗主国たる明の礼制を李朝が模倣したのは、その時代相を考えれば至極当然のことではある。しかし、小祀のうち老人星祭は道教儀礼として高麗ではすでに祭祀の対象となっており、また霽祭についても高麗で挙行された祭祀であったことを『高麗史』によって確認した。それゆえ、少なくともこの老人星祭と霽祭の二祭祀は明制の模倣の結果としてのみ捉えるべきではなく、高麗伝来の吉礼的要素を継承した点についても評価されよう。また、禱祭・醮祭・厲祭はいずれも災害・蝗災などを禳うという、現実的社会問題と直結した祭祀として機能したのであった。

李朝が明の礼制を可能な限り吸収し体系化せんところのみたことは疑うべくもない。しかし、それは主体性を欠いた模倣であつたわけではない。李朝は高麗時代の遺制を復活・継承し、また、社会の要求に応える実利追求の祭祀を李朝初期の祀典に制度化し、定着させたのである。

さて、本稿では時期を李朝初期に限定したが、李朝後期ではまたあらたな特性が国家祭祀にあらわれる。まず、『国朝五礼儀』をさらに改訂した『国朝統五礼儀』（英祖二十年（一七四四））では、本稿で取り扱った五種類の祭祀のうち、老人星祭と禱祭は革罷されてしまう。<sup>44</sup> そして、『国朝統五礼儀』では明将楊鎬・邢玠を祀る宣武祠と関羽を

祀る閔王廟の二種類の祭祀があらたに国家祭祀として小祀に登載されるのである。<sup>50</sup> 壬辰倭乱、そして明清交替という東アジア情勢の変化により、李朝後期社会では慕明思想が高揚するが、こうした状況のもとで礼制運営面においてもこれらの祭祀が祀典に反映されたことは注目に値する。いずれも朝鮮固有の祭神ではないにもかかわらず、李朝後期の祀典に制度化され定着したからである。この宣武祠と閔王廟の設置経緯に関しては、いくつかの先行論文がある<sup>51</sup>もの、儀礼的側面から国家祭祀としての性格や位置づけを追究した論考はない。宣武祠と閔王廟の二祭祀こそが李朝後期における国家祭祀の特性であり、今後検討すべき問題であるが、この点については他日を期したい。

(一九九二年十一月稿了)

## 註

- (1) 池斗煥「朝鮮前期 廟制에 관한 一考察——世次・位次問題를 中心으로——」(『韓國文化』4, 서울, 一九八三年十二月)、同「国朝五礼儀 編纂過程(Ⅰ)——吉礼宗廟・社稷祭儀를 中心으로——」(『釜山史学』第九輯、釜山、一九八五年一月)、同「朝鮮前期 文廟儀礼의 整備過程」(『韓國史研究』75, 서울, 一九九一年十二月)。
- (2) 李範稷「韓國中世礼思想研究——五礼를 中心으로——」(『潮閣、서울, 一九九一年九月) は、一九八一年から一九九一年までの高麗および李朝初期の五礼礼制に関する論考十二本を収録する。
- (3) 『端宗実録』卷三、即位年九月壬寅(十三日)条、『世宗実録』卷二八、五礼、卷首。
- (4) 『国朝五礼儀』序(姜希孟)。
- (5) 『世宗実録』卷二一、三年七月戊寅(十八日)条、および卷二三、三年十月戊戌(七日)条。
- (6) 『世宗実録』卷二七、七年正月乙酉(十四日)条、『国朝五礼儀』卷一、吉礼、春秋享永寧殿儀条。
- (7) 拙稿「李朝初期の祀典を通してみた檀君祭祀」(『朝鮮学報』第一三五輯、一九九〇年四月)、同「檀君祭祀儀礼の分析」(『年報 朝鮮学』創刊号、九州大学朝鮮学研究会、一九九〇年十二月)。
- (8) この点について、李範稷氏は宋代性理学の受容との関連性を指摘するが、これらの祭祀の制度的変遷やその意義につ

いては追究していない。同氏「国朝五礼儀의 成立에 대한 一考察」(『歴史学報』第二二輯、서울、一九八九年六月、のちに同氏の前掲書の第2章、IVに「成宗朝『国朝五礼儀』의 成立」として収録、参照。なお、この五種の祭祀について言及したものととして、たとえば村山智順「朝鮮の鬼神」(朝鮮総督府、京城、一九二九年二月、複刊は国書刊行会、一九七九年五月)、二二九―一三七頁、京城府編「京城府史」第一卷(京城府、京城、一九三四年三月、複刊は湘南堂書店、一九八二年六月)、八二―八九頁、서울特別市史編纂委員会編「서울六百年史」第一卷(서울特別市、서울、一九七七年十二月)、一三四―一三六頁、などがあるが、いずれもごく簡単な概説的記述にとどまる。

(9) 『経国大典註解』(明宗十年(一五五五)刊)は老人星について次の如き註解を加える。

老人星、一曰、南極、常以秋分之朝見于丙、春分之夕没于丁、秋分候之南郊、明大則人主有寿、天下安寧、不見則人主憂兵起・歳荒、客星入為民疫、一曰、兵起、老者憂流星犯之、老人多疾、一曰、兵起、(同書、後集、下、礼典、祭礼条)

また、後述の禡祭・霽祭・厲祭については、

禡祭、師祭、為兵禱也、祭蚩尤、  
霽祭、霽以棒牛尾為之、象蚩尤之頭、

厲祭、祭無祀鬼神、鬼無所歸、或為人害、故祭之、(いずれも同書同条)

とあるが、『経国大典』に酺祭の規定が漏れたため、ここにはその註解も存在しない。

(10) 『文献通考』卷八〇、郊社考一三、祭星辰条。

(11) 『政和五礼新儀』(政和三年(一一二二)刊)卷一、序例、辨祀・壇廟条、および卷七九、吉礼、祀靈星寿星儀条。

なお、『政和五礼新儀』は『大唐開元礼』(開元二十年(七三三)成立)の構成を踏襲した北宋末の礼典である。その編纂経緯については、山内弘一「北宋時代の郊祀」(『史學雜誌』第二九編第一号、一九八三年一月)、小島毅「宋代の国家祭祀——『政和五礼新儀』の特徴——」(池田温編『中国礼法と日本律令制』(東方書店、一九九二年三月)所収)などを参照のこと。

(12) 李範稷「조선 초기 오례의 운영」(『애산학보』4、서울、一九八六年十二月、のちに同氏の前掲書の第2章、IIに「朝鮮初期의 五礼運營」として収録)参照。

(13) のち礼曹の上啓により、仲農・後農の両祭祀は古制にもとるとされ、太宗十四年に廃止された(『太宗実録』卷二七、十四年四月丁巳〔十四日〕条)。

- (14) たとえば、李能和『朝鮮道教史』（東国大、서울、一九五九年十一月。国訳は李鍾殷訳註『朝鮮道教史』、普成文化社、서울、一九七七年十月）の第十章「高麗道教道佛行事思想雜糅」、第十一章「高麗史上道教的行事」、また、車柱環『韓国の道教思想』（同和出版社、서울、一九八四年十月。邦訳は三浦國雄・野崎充彦訳『朝鮮の道教』、人文書院、一九九〇年六月）の六「高麗の道教思想」などを参照のこと。
- (15) 『高麗史』卷四八、天文志二、月五星凌犯及星變条、『高麗史節要』卷一、毅宗二十四年二月・三月・四月条。
- (16) 野尻抱影『星と東方美術』（恒星社、一九七一年四月）、飯島忠夫『支那曆法起源考』（一九七九年十月、第一書房復刊）などに老人星の由来が説かれている。
- (17) 高麗時代と李朝初期の老人星祭については、李能和・車柱環の前掲二書でも取り扱われているが、いずれも『国朝五礼儀』の規定には何ら言及がない。李能和、前掲書の第二十章「老人星（寿星）」、また、車柱環、前掲書の附録、第四章「老人星祭」参照。
- (18) 前掲恭作「開城宮殿簿」（『朝鮮学報』第二六輯、一九六三年一月。のち、京都大学文学部国語学国文学研究室編『前間恭著作集』下巻、臨川書店、一九七四年六月）に収録。
- (19) 福源宮について『新增東国輿地勝覧』は「福源宮〔容宗・毅宗、嘗親醮于是宮〕」（同書、卷五、開城府下、古跡条）と記録する。
- (20) 『文献通考』によれば、北宋の元豊四年に秋分に寿星（老人星）一位を壇上に祀るよう建議した記録があり（同書、卷八〇、郊社考一三、祭星辰条）、本文史料Cの内容と一致する。
- (21) 「屯地山」の地名比定については、中村榮孝「朝鮮世祖の圓丘壇祭祀について（上）」（『朝鮮学報』第五四輯、一九七〇年一月）参照。
- (22) 『新增東国輿地勝覧』卷一、京都上、壇廟条、風雲雷雨壇・靈星壇の各項参照。また、『国朝五礼序例』卷一、吉礼、壇廟図説条、靈星壇の項にも「老人星（寿星）壇、在南郊」とある。
- (23) 『世宗実録』卷一五、四年三月癸亥（六日）条。
- (24) 『世宗実録』卷二五、六年九月甲午（二十二日）条に、「礼曹啓、禱祭儀注〔當春秋講武時、前期一日、行祭〕」とある。なお、本文史料Dで礼曹が典拠としたのは『通典』卷七六、礼三六、軍一、天子諸侯出征類宜造禱并祭所過山川条である。
- (25) 『文献通考』卷八八、郊社二一、祈禱、また、『太常因革礼』（治平二年〔一〇六五〕刊）卷八一、新礼一四、京師及

州県祭醮条、参照。

(26) 『国朝五礼序例』卷一、吉礼、時日条には「蝗螟醮祭」「所祈迫切、不卜日」などの規定がみえる。

(27) 『国朝五礼儀』卷二、吉礼、享先牧儀〔馬社・馬歩・禱祭・醮祭同〕条、および州県醮祭儀条。

(28) 前掲註(25) 参照。

(29) 『国朝五礼序例』卷一、吉礼、壇廟図説条、靈星壇の項には「禱祭〔蚩尤〕壇、在東北郊」「醮祭〔為人物災害之神〕、就馬歩壇行」とある。

(30) 『国朝五礼序例』卷一、吉礼、壇廟図説条、風雲雷雨山川城隍壇〔先農・先蚕・雩祀・岳海濱附〕の項、および「新增東国輿地勝覽」卷一、京都上、壇廟条、先蚕壇・雩祀壇の各項では、先蚕・雩祀の両壇の所在地を「在東郊」とする。

(31) 沙斤洞南方の箭串は国馬の牧養地であった〔新增東国輿地勝覽〕卷三、漢城府、山川条、箭串の項。

(32) 『国朝五礼儀考異』(英祖二十年〔一七四四〕) 卷一、序例考異、辨祀条には「靈星・老人星・馬祖・先牧・馬社・馬歩・禱祭、今罷」とし、また同書、卷一、吉礼考異、祀靈星儀・享先牧儀の各条にもそれぞれ「今罷〔老人星・馬祖同〕」「今罷〔馬歩・馬社・禱祭同〕」としており、李朝後期の祀典では老人星と禱祭が除外されたことを示す。

(33) たとえば、中宗二十年(一五二五)には黄海道で、肅宗四十四年(一七一七)には平安道で蝗災が発生し、醮祭が奉行された〔中宗実録〕卷五五、二十年八月己丑〔二日〕条、〔肅宗実録〕卷六二、四十四年七月甲子〔十七日〕条。

(34) 『高麗史』卷六三、礼志五、吉礼、雜祀、忠烈王七年三月甲子(二十八日)・同十三年六月己巳(十日)・同十六年九月庚申(二十日)条。この三件のうち、二件は日本への出征(忠烈王七年・十六年)、一件は乃顔の叛乱への助征(同十三年)の際の禱祭記事である。

(35) 『高麗史』卷四一、世家四一、恭愍王十八年十二月辛未(十日)条、および同書、卷六四、礼志六、軍礼、師還儀条。

(36) 『定宗実録』卷五、二年九月庚辰(十九日)条。

(37) 『世宗実録』卷八九、二十二年六月癸未(十三日)条に「礼曹撰進禱祭儀注〔文官不預祭〕」とある。

(38) 『洪武礼制』祭祀礼儀、守禦官祭旗纛文官不預祭条。なお、本文史料Iは『皇明制書』上卷(古典研究会、一九六七  
年四月)所収の『洪武礼制』とは異同があり、むしろ、同書下巻所収の内閣文庫本の記事と合致する。

(39) 『世宗実録』卷八九、二十二年四月乙酉(十四日)条、〔文宗実録〕卷二一、二年三月丙申(三日)条、〔世祖実録〕  
卷三、二年三月丁酉(二十八日)条。

(40) 太宗はこの年十一月に開城寿昌宮で即位し、その翌月に失火に見舞われた〔定宗実録〕卷六、定宗二年(太宗即位年)

十一月癸酉〔十三日〕条、および十二月壬子〔二十二日〕条。

(41) この権近による上書(本文史料)は『陽村集』(顯宗十五年〔一六七四〕刊)にも収録されている(同書、卷三二、上書類、寿昌宮災上書条)。

(42) 『洪武礼制』祭祀礼儀、祭厲条。

(43) 『世宗実録』卷一〇六、二十六年十月丙午(一日)条、『成宗実録』卷一五、三年二月癸酉(六日)条。なお、無祀鬼神十五位については『国朝五礼序列』卷一、吉礼、壇廟図説条、靈星壇の項に規定がある。

(44) 『世宗実録』卷一四八、地理志、京都漢城府条、『新增東国輿地勝覽』卷一、京都上、壇廟条。

(45) 『新增東国輿地勝覽』卷三、漢城府、佛宇条に「藏義寺」がみえ、その割註に「彰義門外」とある。

(46) 『世宗実録』卷一四八、地理志、京都漢城府条。なお、社と藏はいずれも「장」で音通する。また、「藏義寺」址については朝鮮総督府編『朝鮮古蹟調査報告』——大正五年度朝鮮古蹟調査報告——(国書刊行会、一九七四年四月復刊)に今西龍提出の報告書がある。

(47) 許英桓『서울의 古地図』(三省出版社、서울、一九八九年十月)所収。

(48) たとえば、文宗元年(一四五二)より端宗元年(一四五三)にかけて、黄海道・京畿で悪疫が発生したため、朝官を派遣して厲祭が挙行された(『文宗元年』卷九、元年九月乙卯〔二十日〕・癸亥〔二十八日〕条、『端宗実録』卷五、元年正月己卯〔二十一日〕条)。

(49) 前掲註(32)参照。

(50) 『国朝統五礼儀序列』(英祖二十年〔一七四四〕)には次の如き規定がある。

小祀、啓聖祠・閔王廟・宣武祠、(同書、卷一、吉礼、辨祀条)

(51) 宣武祠については中村栄孝「朝鮮の慕明思想と大報壇」(『天理大学学報』第七八輯、一九七二年三月)に言及がある。また、閔王廟に関する論考としては、井上以智為「閔羽祠廟の由来並に変遷(上)(下)」(『史林』第二六卷第一・二号、一九三七年一・四月)、金龍国「閔王廟建置考」(『郷土서울』第二五号、서울、一九六五年七月)、中村栄孝「朝鮮における閔羽の祠廟について——壬辰・丁酉倭乱と『閔王廟』の創始——」(『天理大学学報』第八五輯、一九七三年三月)などがある。